

資格外活動（アルバイト）に関するルールと本校の管理について

出入国管理及び難民認定法及び上陸基準省令に基づき、本校は留学生の皆様の資格外活動を適正に管理する義務を負っております。以下のルールを遵守してください。

1. 資格外活動許可の基本ルール

- 許可の取得義務：アルバイトを行う場合は、事前に出入国在留管理庁で「資格外活動許可」を取得してください。許可を受けずにアルバイトを行うことは、在留資格違反となります。
- 就労時間制限：
 - 授業期間中：週 28 時間以内
 - 本校の長期休業期間（夏休み・冬休み等）：1 日 8 時間以内、週 40 時間以内
- 就労禁止業種：風俗営業、店舗型・無店舗型風俗特殊営業、電話異性紹介営業、映像送信型風俗特殊営業等の関連施設での就労は禁止されています。

2. 本校の管理体制と学生の皆様へのお願い

本校では、全学生の資格外活動状況を定期的に確認し、法令遵守を指導するため、以下の取り組みを実施いたします。

- 3 か月に 1 回の定期確認

学期ごとに、以下の事項を確認させていただきます。

- ① 資格外活動許可の有無
- ② 就労先の名称（複数ある場合は全て）
- ③ 就労内容
- ④ 1 日の就労時間

確認には、本校指定の届出用紙に記入していただきます。必ず期日までに提出してください。

- 就労先の変更・追加時の届出義務

アルバイト先を変更した場合、または新たにアルバイトを始めた場合は、速やかに本校事務室まで届け出てください。

- 違反状況が確認された場合の指導

就労時間超過や禁止業種での就労など、法令違反が確認された場合は、本校から指導を行い、改善を求めます。改善が見られない場合は、最寄りの出入国在留管理官署へ報告する場合があります。

- 記録の保存

皆様の資格外活動状況の確認記録及び指導記録は、本校にて、皆様が本校を卒業または退学した後、少なくとも 1 年間保存いたします。